

韓国知的財産ニュース 2016 年 1 月後期

(No. 311)

発行年月日：2016 年 2 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、1 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 新しい画像デザイン審査指針、1 月から施行 (2016. 1. 18.)
- 1-2 商標法の一部改正 (2016. 1. 27.)
- 1-3 デザイン保護法の一部改正 (2016. 1. 27.)
- 1-4 発明振興法の一部改正 (2016. 1. 27.)
- 1-5 弁理士法の一部改正 (2016. 1. 27.)
- 1-6 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正 (2016. 1. 27.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「2016 年政府 R&D 優秀特許創出支援事業」を施行 (2016. 1. 21.)
- 2-2 特許庁、中小企業に特許技術動向調査を支援 (2016. 1. 25.)
- 2-3 特許庁、2016 年業務計画を発表 (2016. 1. 27.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 ファイザー、疼痛治療剤を巡る特許訴訟で勝訴 (2016. 1. 16.)
- 3-2 サムスン製スマートフォン、米国内で販売禁止 (2016. 1. 19.)
- 3-3 韓米薬品、ファイザーとの商標登録取消訴訟で敗訴 (2016. 1. 26.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、デザイン審査参照資料を民間に開放 (2016. 1. 20.)

その他一般

- 5-1 2015 年知的財産権出願 48 万件、5 年連続増加 (2016. 1. 28.)

法律、制度関連

1-1 新しい画像デザイン審査指針、1月から施行

韓国特許庁(2016.1.18.)

特許庁は、一般的な製品デザインとは異なる画像デザイン*の特殊性を反映して、一般物品に適用してきた審査基準とは別途に画像デザイン審査指針を策定し、1月から施行することを明らかにした。

*画像デザインとは、物品の液晶画面等、表示部に表現される模様及び色彩で構成されるデザインであり、画像に表示される GUI(グラフィカルユーザインターフェース)、グラフィックイメージ、アイコン等がある。

これまで画像デザインは映像機器、コンピューター、電子機器等を中心に2014年1,873件、2015年1,407件が出願される等、毎年多くの出願が行われているが、画像デザインの特殊性が反映された審査指針ではなく、一般的な審査基準が適用されてきた。

今回制定される画像デザイン審査指針は▲画像デザインの成立要件を明確にし、▲デザインを表現する図面要件を具体的に整備し▲創作性及び類似判断基準を具体化すること等を主な内容としている。

まず、液晶画面等、画像が表示される表示部が特定さえできれば、画像デザインとして認められるようにした。つまり、自動車走行情報を前面ガラスに表示することと同じように、投写(Projection)による表現であっても物理的な表示部が特定できれば、画像デザインとして登録を受けることができる。

また、図面提出要件も緩和した。ウェブサイトでボタンをクリックするとメニューが現れる Drop Down のように典型的な変化を表現する場合には変化過程は省略し、変化前後の状態のみを提出することを認めた他、中国等のように部分デザイン制度を認めない国に画像デザインを全体デザインとして出願した後、韓国に優先権主張して出願する場合、全体デザインではなく、部分デザインとして図面を修正して提出することもできるようにした。

さらに、審査の一貫性や正確性を高めるため創作性及び類似判断基準も具体化した。製品デザインとしてすでに使われているデザインをそのまま画像デザインに適用した場

合、又はテレビに適用された公知画像デザインをタブレット端末に適用する等、同一の画像デザインを製品だけ替えて出願した場合は創作性がないものとみなすことにした。また、ディスプレイパネルとして発売された画像デザインの場合、実際に実施される物品である携帯電話、冷蔵庫、計器盤として出願される画像デザインとも類似判断をするようにした。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の画像デザイン審査指針は、これまでの審査基準では対応が難しい画像デザインの特殊性を大幅に反映して制定したものであり、出願人の審査満足度や審査結果に対する予測可能性を大きく高められるものと期待している」とし、「今後、新しく登場する多様な形態の画像デザインが適切に保護されるよう、制度見直し等、引き続き努力していきたい」と述べた。

1-2 商標法の一部改正

韓国特許庁(2016.1.27.)

商標法が一部改正されましたので、お知らせします。

□ 改正理由及び主な内容

現行法によると、商標に関する手続きを踏む者は手数料を納付しなければならず、誤って納付した場合等法律に定めた事由に該当すれば、納付した手数料の返還を受けられるように規定している。

しかし、現行法には審判請求に係る手数料の返還については規定がなく、請求人の帰責事由なしで拒絶決定等が取り消された場合であっても審判請求に係る手数料を返還していないため、サービス提供に相当しい手数料の賦課という原則に照らしてみたとき、不合理的な側面がある。

また、自発的な審判請求取下げを通じて審判効率性を高めるためにも、審理の終結が通知される前までに審判請求や参加申請を取り下げた場合には審判請求に係る手数料を返還する必要がある。

これを受け、審判請求に係る手数料の返還に関する規定を新設し、サービス提供に相応しい手数料が賦課されるようにすると同時に自発的な審判請求取下げの誘導により審判効率性を高めることを目的とする。

□ 施行日：公布の日から3カ月を経過した日から施行

1-3 デザイン保護法の一部改正

韓国特許庁(2016.1.27.)

デザイン保護法が一部改正されましたので、お知らせします。

□ 改正理由

登録料未納等で消滅したデザイン権に対し、実施中のデザイン権以外に実施を準備中のデザイン権も回復申請ができるようにすることにより、権利の活用可能性を高め回復申請料を登録料の3倍から2倍に減らして特許権の場合と同じようにする一方で、デザイン権者がデザイン権を放棄、又はデザイン登録拒絶決定等が審判により取り消された場合に登録料や審判請求料等を返還するようにして登録料及び手数料の体系を合理的に改善することを目的とする。

□ 主な内容

- イ. 実施予定のデザイン権も権利回復申請ができるようにし、申請料も特許と同じように登録料の2倍を納付するように改正する。(第84条第3項)
- ロ. デザイン権を放棄、又はデザイン登録拒絶決定が取り消された場合等に登録料又は審判請求料等を返還するように改正する。(第87条第1項第2号及び第4号から第8号まで新設)

□ 施行日：公布の日から3カ月を経過した日から施行

1-4 発明振興法の一部改正

韓国特許庁(2016.1.27.)

発明振興法が一部改正されましたので、お知らせします。

□ 改正理由及び主な内容

知的財産を企業資産として活用する知的財産経営の重要性が高まっていることにより、中小企業の知的財産経営モデルの確立及び拡大が必要となり、模範となる知的財産経営を行っており知的財産経営管理能力を備えている企業に対しては、制度化した認定を付与して知的財産基盤の強小企業(Hidden Champion)として育成する必要性が生じている。

これを受け、産業財産権の創出・保護及び活用の促進において、模範となる戦略的経営活動を行う中小企業を対象にした知的財産経営認定制度を導入することを目的とする。

□ 施行日：公布の日より3カ月経過した日から施行

1-5 弁理士法の一部改正

韓国特許庁(2016.1.27.)

弁理士法が一部改正されましたので、お知らせします。

□ 改正理由

現行法では弁護士資格を取得する場合、自動的に弁理士資格を有することができるようになっているが、最近情報技術の発達や産業多様化に伴い、弁理士の専門性を向上させるべく、弁護士が弁理士資格を取得するためには大統領令で定める実務修習を終了するようにする一方で、弁理士欠格事由を強化して特許庁公務員が停職以上の重懲戒処分を受ける場合には資格取得に制限を設けるようにし、特許法人設立の最小構成員要件を緩和して各種規制に対し3年ごとに妥当性を検討するようにする等、規定見直し及び弁理士制度の専門性・公正性向上を目的とする。

□ 主な内容

- イ. 弁理士試験に合格した者及び「弁護士法」に基づく弁護士資格を有する者は、大統領令で定める実務修習を修了することで弁理士資格を取得できる。(第3条)
- ロ. 弾劾又は懲戒処分により罷免又は解任された者は弁理士になることができないように改め、降格又は停職処分を受けた者は2年を経過しないと弁理士になることができないように定める。(第4条第5号)
- ハ. 特許法人の弁理士最小構成員数を5人以上から3人以上に縮小する。(第6条の3第1項)
- ニ. 2017年1月1日から3年ごとに規定の妥当性を再検討するように定める。(第29条新設)

□ 施行日：公布の日から6カ月を経過した日から施行

1-6 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正

韓国特許庁(2016.1.27.)

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律が一部改正されましたので、お知らせし

ます。

□ 改正理由及び主な内容

企業の営業活動の自由を保証するため、特許庁長等が関係公務員に事業者の営業施設等に入出入して調査又は調査に必要な製品を回収して検査することができるようにする要件について、これまでは「特許庁長等が不正競争行為等の確認のため必要だと認める場合」にしてきたが、これからは「不正競争行為等の確認のため必要な場合であって、他の方法ではその行為の確認が困難な場合」に改めこの行使要件を厳格化する一方、過料賦課基準等の規制関連規定について、2015年1月1日を基準に3年ごとにその妥当性を検討して見直し等の措置を取るようになる等、現行規定の運営上に現れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

□ 施行日：公布の日から施行する。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「2016年政府 R&D 優秀特許創出支援事業」を施行

韓国特許庁(2016.1.21.)

特許庁は、大学・公共研究機関で開発された技術が源泉特許・中核特許を確保できるよう支援する「特許設計支援事業」(22.4億ウォン)を始め、計69.2億ウォン規模の「2016年政府 R&D 優秀特許創出支援事業」の推進計画を確定し、施行することを明らかにした。

同事業はこれまで、大学・公共研究機関の重大型研究開発(R&D)課題を中心に、R&D初期・中期における「特許戦略策定(IP-R&D)」に重点を置いてきたが、今年からは開発された事業の「特許設計支援」にまで範囲を広げ、R&D全段階において優秀特許が創出できるように支援する計画だ。支援規模は前年比47.9%増加した69.2億ウォンと、134政府 R&D 課題を支援する。

「政府 R&D 特許戦略支援事業」では、特許戦略専門家がチームを構成して大学・公共研究機関の研究開発課題について綿密な特許分析を行い、新たなアイデアの発想やライバル研究者への対応戦略、研究開発の方向設定等を重点的に支援する。今年の前年と同じ78課題(計事業費46.8億ウォン)を支援する予定だ。

2012～2013年の支援成果を調査したところ、優秀特許比率*は政府 R&D 平均に比べ 28%増加(13.4%→17.2%)し、一契約当たり技術料収入も政府 R&D 平均の 3.7 倍(3 千 5 百万ウォン 1 億 2 千 9 百万ウォン)となり、同事業により創出された特許の質的水準や産業への活用度が高いことが分かった。

*韓国発明振興会・オンライン特許価値評価システム (SMART) 上位 3 等級比率

一方、大学・公共研究機関の未活用特許問題を根本的に解決するためには、取得した特許の技術移転や事業化を支援することに先立ち、優秀技術の中核・源泉特許の確保につなげる努力が求められる。

こうしたことから、開発された技術が市場で活用度の高い高品質特許を確保できるよう支援する「政府 R&D 特許設計支援事業」を新たに実施する。すでに公開された技術があるかどうか、権利範囲はどう設定するか、またどの国に出願するか等を中心にサポートする。支援対象は研究開発完了段階にあり、知財権確保が急がれる大学・公共研究機関の研究団・研究室 56 課題(総事業費 22.4 億ウォン)となる。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「大学・公共研究機関特許の活用率を高めるには、まず綿密な特許分析で優秀特許を確保し、これを技術移転・事業化する戦略的アクセスが重要だ。大学・公共研究機関の R&D 全段階に渡る優秀特許創出支援を行うことで未活用特許の発生を事前に抑え、特許の質の向上を図ることができると期待している」と述べた。

2-2 特許庁、中小企業に特許技術動向調査を支援

韓国特許庁(2016.1.25.)

特許庁は、中小企業に特許技術動向調査を支援するため、「2016 年度オーダーメイド型特許マップ¹支援事業」を施行すると発表した。

今回の支援事業の総予算は 13 億ウォンで今年度に約 90 社を支援する予定だ。

支援対象に選ばれた企業には、要請した技術と関連する特許技術情報を国別、出願人

¹ 特許マップ(Patent Map)とは、地図(Map)を見ることと同じように特許技術の流れを一目に把握できるよう、特定技術と関連して公開されている特許情報を綿密に調査・分析した資料で、研究開発の方向設定や空白技術の発掘時に活用できる。

別、時期別、構成要素別等に分けて分析した情報が提供される。

また、企業のニーズに応じて研究開発戦略や問題技術解決戦略、特許紛争予防戦略、技術事業化戦略等に関する専門家のコンサルティングも選択的に提供する。

特に、深化課程に選ばれた企業には海外進出に向けた知財戦略に関するコンサルティングが提供され、輸出中小企業にとっては大いに役立つものと期待される。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「特許技術動向調査は、国家研究開発事業に義務付けられているほど重要な過程だ。既存製品を改善又は新たな事業を始める計画を持つ中小企業の場合は、同支援事業を重複投資の防止や回避設計、特許品質の向上等に有効に活用できると思う」と述べた。

2-3 特許庁、2016年業務計画を発表

韓国特許庁(2016.1.27.)

特許庁は、1月27日に「創造経済実現に向けた国家知的財産競争力強化」というタイトルの2016年業務計画を発表した。

同業務計画は、去年1年間における特許庁政策の成果及び評価を基に2016年特許庁の政策推進に関する具体的なプランと意志を盛り込んでいる。

特許庁は去年1年間、国民のクリエイティブなアイデアが知的財産、ひいては起業や雇用につながる知的財産生態系を構築するため、対内的には審査・審判業務に集中できる環境を整える一方で、対外的には韓国の中小企業が知財権に支えられグローバル企業に成長できるよう、様々な政策を進めた。

2016年には「現場が実感できる知的財産行政の実現」という政策目標を策定し、これを達成するために以下の4つの分野における11課題を重点的に推進する計画だ。

- ①品質中心の審査・審判サービスを提供
- ②優秀知的財産の創出・活用を促進
- ③知的財産保護の実効性を拡大
- ④知的財産人材養成及び行政サービスを改善

このような施策により、韓国企業が厳しい経済環境の中でも知的財産を武器として世

界市場で生き残り、成長できるよう積極的に支援する予定だ。

[2016 年特許庁業務計画の主な内容]

◆現場との連携を強化し、審査品質を高める

- 産業現場や特許顧客等との疎通・協力を強化、外国特許庁との審査協力を拡大
- 特許審判院の審決が裁判所で実質的に活用されるよう無効審判制度を改善

◆知的財産基盤の中堅・中小企業を育成する

- 政府 R&D 特許設計プログラムを導入、中堅・中小企業の IP-R&D 連携戦略支援を拡大
- 知的財産基盤の創造企業 (IP スター企業) 100 社を育成
- 3,000 億ウォン IP 金融支援、地域別特許取引専門官 (17 人) による IP 取引活性化

◆中韓 FTA に伴う輸出企業の知財権問題を解決する

- IP-DESK 追加開所 (中国西安)、海外商標ブローカーへの対応等、K ブランド保護強化
- チャイナ団体保険の運営、参加保険会社の拡大等、「知財権訴訟保険発展 3 カ年計画」を推進
- 知的財産先進 5 カ国 (IP5) 協議体による知財権分野国際秩序の変化をリード

◆いつでもどこでも知的財産教育を受けられるよう支援する

- 発明教育センターの追加設置 (2 カ所) 及び現代化 (11 カ所)、知的財産学点銀行制の拡大 (8 大学)
- 実務中心の弁理士試験出題ガイドラインの作成等、弁理士養成体制を改善

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 ファイザー、疼痛治療剤を巡る特許訴訟で勝訴

電子新聞 (2016. 1. 16.)

韓国ファイザー製薬の疼痛治療剤「リリカ」が特許訴訟で最終的に勝訴した。

今回の判決により、オリジナル医薬品であるファイザーの「リリカ」は、△末梢性神経障害性疼痛、△線維筋痛症に伴う疼痛、△帯状疱疹後神経痛等、疼痛治療用途として用

いられることができるようになった。それに対し、ジェネリックはその成分がリリカと同じであっても、2017年8月14日までは「てんかん発作補助剤」としてのみ使用できる。

大法院特別2部は1月14日、CJヘルスケアと三進製薬等がリリカ特許は無効だとし、提起した特許登録無効訴訟上告審において、原告側の上告を棄却した。ファイザーのリリカは用途特許(特許第491282号)の保護を引き続き受けられる。

韓国ファイザー製薬のオドゥンウク社長は「1審・2審に続いてリリカの用途特許が有効であることを改めて確認した大法院の判決を歓迎する」とし、「革新的な医薬品の権利が尊重されその価値が認められ、製薬産業が一層発展することを願う」と述べた。

同訴訟は2011年、複数の韓国製薬会社のジェネリック開発により始まったが、裁判所は2012年の1審と2014年の2審のいずれにおいても韓国ファイザー製薬の勝訴判決を下した。

イ・ギジョン記者 gjgj@etnews.com

3-2 サムスン製スマートフォン、米国内で販売禁止

デジタルタイムズ(2016.1.19.)

サムスン電子のギャラクシーS3等のスマートフォンはアップルの特許を侵害し、米国で販売することはできないという米裁判所の判決が出た。

1月19日米ブルームバーグによると、米地方裁判所はサムスン電子のギャラクシーS3等、一部のスマートフォンがアップルの特許を侵害したものと認め、当該スマートフォンについて米国での販売を禁止するとの判決を下した。

販売禁止となったモデルは、ギャラクシーS3、ギャラクシーS2、ギャラクシーノート2、ギャラクシーノート、ギャラクシーネクサス等となる。

米地方裁判所のLucy Koh裁判長は、これらの製品がアップルの「スライドでアンロック」、「自動スペル修正」、「クイックリンク」特許を侵害したと認めた。販売禁止命令は一か月以内に執行されると見られる。

2014年8月アップルは、サムスン電子のスマートフォンがアップルの特許を侵害したとして、販売差し止めを申請した。裁判所がこれを棄却するとすぐに控訴を提起し、これに対し控訴法院は先月、同事件を1審に差し戻した。

今回販売禁止となったスマートフォンは現在販売終了となったモデルであるため、市場への影響は大きくないと分析されている。ただし、今後アップルがサムスン電子の最新スマートフォンにも「特許侵害」の疑いを提起しかねない余地ができたという懸念の声も出ている。

一方、上記3つの特許侵害と関連する両社間の損害賠償訴訟は、米連邦控訴裁判所で別途進行中だ。

パク・セジョン記者 sjpark@dt.co.kr

3-3 韓米薬品、ファイザーとの商標登録取消訴訟で敗訴

電子新聞(2016.1.26.)

韓米(ハンミ)薬品がファイザー社を相手取って提起した商標登録取消訴訟で敗訴し、ファイザー社の勃起不全治療薬バイアグラの「青色の菱形」形状はそれ自体で商標であることが証明された。



＜ファイザー社の「青色の菱形」のバイアグラ＞

特許法院第4部(イ・ジョンソク部長判事)は1月25日、韓米薬品がグローバル製薬会社、ファイザーを相手取って提起したバイアグラの「青色の菱形」商標の独占使用権取消訴訟においてファイザーの勝訴判決を下したことを明らかにした。

韓米薬品は「ファイザーは菱形の形状に関してのみ商標を登録したが、バイアグラには常にファイザーやバイアグラの文字が刻まれている。これは登録された商標権をそのまま使用せず、変更を加えた事例だ」という理由で商標登録取消を主張した。

特許審判院は去年7月、韓米薬品の勝訴を言い渡したが、2審特許法院は特許審判院の判決を覆した。

特許法院は「薬に文字を刻んだだけで菱形の商標を使わなかったこととみなすことは行き過ぎだ」と判示した。登録商標に若干変更を加えて用いても商標登録の取消事由にはならないという話だ。

ある法曹関係者は「今回の判決により、登録商標に一部変更を加えても商標登録が取り消されないことが明らかになった。同判決は今後、類似の訴訟にも影響を及ぼすと思われる」と述べた。

ヤン・ソヨン 記者 syyang@etnews.com

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、デザイン審査参照資料を民間に開放

韓国特許庁(2016.1.20)

特許庁は、デザイン審査官が検索の際に活用する審査参照資料をデザインマップ (designmap.or.kr)*を通じて1月から段階的に民間に提供することを明らかにした。

*デザインマップ：国内外のデザイン公報の検索、デザイン出願戦略・紛争情報等を提供するデザイン権ポータルサイト

今回初めて開放される審査参照資料は、多出願物品である指輪、椅子、照明、包装用瓶の計4つに関するもので、特許庁のデザイン検索データベースに搭載されている国内外の登録デザイン公報から類似した形態のデザインを選別してまとめたデザイン審査関連の中核情報となる。

これにより、指輪に関するデザイン権1件をみつけた場合、米国・日本・欧州等、個別国家別に一々検索しなくても、一画面にその指輪と関連する複数のデザインが同時に

表示されるため、出願人の先行デザイン検索やデザイン侵害紛争への対応に大きく役立つとみられる。

一方、今回開放される審査参照資料を閲覧できるデザインマップは去年、年間 250 万人の訪問者数*を突破する等、その真価を認められている。

*年間訪問者数：2010 年 64 万→2012 年 139 万→2014 年 227 万→2015 年 257 万

このようなデザインマップの着実な人気の秘訣は、有効なデザイン権情報がリアルタイム提供されるだけでなく、主要国のデザイン公報原文が見られる等、ユーザーのニーズに応じたサービスが提供されることにある。今年からは 4 つの物品のデザイン審査参照資料が民間に開放されるが、今後さらに拡大される見通しだ。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「創造経済の主役となるデザイナーや中小企業のために、今後も引き続き特許庁が保有しているデザイン審査関連情報を共有することでデザインマップサービスを改善する等、デザイン権情報の活用価値を高めていく計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 2015 年知的財産権出願 48 万件、5 年連続増加

韓国特許庁(2016. 1. 28.)

去年 1 年間、マーズ(MERS：中東呼吸器症候群)や中国発グローバル経済危機等、厳しい状況にもかかわらず、韓国の知財権出願は増加し続け過去最高となった。

特許庁は、2015 年の 1 年間、特許、実用新案、デザイン、商標等の知財権が 475,802 件出願されたと発表した。これは 2011 年から 5 年連続平均 5.2%増、前年比 7.0%増の水準となる。特許、デザイン、商標は前年比 1.6%、5.5%、15.4%増加した 213,694 件、67,954 件、185,443 件出願され、実用新案は前年と同じ水準で出願された。

一方、暫定集計された主要国特許出願動向をみると、米国と日本が前年比 2.4%(1~12 月)、2.9%(1~11 月)減少し、欧州と中国は前年比 5.7%(1~11 月)、18.7%(1~12 月)増加した。

<過去5年間国内出願推移>

単位：件

区分	2011	2012	2013	2014	2015
特許	178,924	188,915	204,589	210,292	213,694
実用	11,854	12,424	10,968	9,184	8,711
デザイン	56,524	63,135	66,940	64,413	67,954
商標	134,234	142,176	159,217	160,663	185,443
全体	381,536	406,650	441,714	444,552	475,802

<主要国特許出願推移>

単位：千件、%

区分	2014	2015	増減率
米国	579	565	△2.4
中国	928	1,102	18.7
韓国	210	214	1.6
日本	296	288	△2.9
欧州	138	146	5.7

* 日本、欧州：1月～11月累計値比較

(出願人類型別) 特に、今年は大企業の特許出願が前年比9.2%減少したのに対し、中小企業が初めて大企業の出願件数を上回った。

<2011～2015 類型別特許出願現況>

単位：件、%

出願人類型	2011	2012	2013	2014	2015	増減率 (2014→ 2015)
大企業	38,155	41,659	47,005	45,986	41,744	△9.2
中堅企業	12,464	12,213	11,990	11,331	11,168	△1.4
中小企業	31,361	34,192	37,856	41,661	44,960	7.9
大学・学校	9,883	11,188	11,511	10,538	10,356	△1.7
公共部門	11,586	12,496	13,735	15,858	17,310	9.2
個人	34,323	36,111	37,349	38,047	41,095	8.0
外国人	41,502	44,245	44,607	46,216	46,408	0.4
非営利法人等	413	456	536	655	653	△0.3
合計	179,687	192,560	204,589	210,292	213,694	1.6

(最多出願人) 企業の場合はサムスン電子(株)が 6,721 件、大学では韓国科学技術院が 947 件、公共部門では韓国電子通信研究院が 2,280 件を出願し類型別特許出願 1 位となった。

< 類型別最多出願人現況 (特許) >

単位：件、%

出願人類型	出願人名	2014	2015	増減率
大企業	サムスン電子(株)	7,552	6,721	△11.0
中堅企業	ドンウファインケム	488	554	13.5
中小企業	アモグリーンテック(株)	197	317	60.9
大学・学校	韓国科学技術院	878	947	7.9
公共部門	韓国電子通信研究院	2,155	2,280	5.8

(産業分野別) 2015 年も「事務用以外の一般機械製造業(13,132 件)」、「コンピュータプログラミング、情報サービス業(12,708 件)」、「通信及び放送装備製造業(11,707 件)」、「半導体製造業(11,362 件)」分野における特許出願が活発に行われた。

一方、出願増加率が最も高い分野は「航空機製造業(40.7%、2014 年 428 件→2015 年 602 件)」となったが、これは無人航空機(ドローン)に関する活発な研究活動の結果とみられる。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム